

2024年8月30日

お客さま各位

巻信用組合

定期性預金規定の改定について

平素より巻信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り定期性預金規定を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・定期積金規定

2. 改定日

令和6年10月1日

3. 改定内容

期日指定定期預金規定	
新	旧
1.（預金の支払時期等）・・・（省略） 2.（利息） （1）～（2）・・・（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40％ ③～⑤・・・（省略）	1.（預金の支払時期等）・・・（省略） 2.（利息） （1）～（2）・・・（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40％ ③～⑤・・・（省略）

期日指定定期預金規定	
新	旧
⑥ 2年6か月以上3年未満…………2年 以上利率×90% <u>(削除)</u> (以下省略)	⑥ 2年6か月以上3年未満…………2年 以上利率×90% <u>ただし、解約日における普通預金利率を 下回らないものとします。</u> (以下省略)

自動継続期日指定定期預金規定	
新	旧
1. (自動継続)・・・(省略) 2. (預金の支払時期等)・・・(省略) 3. (利息) (1)～(4)・・・(省略) (5)この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満…………2年以上利率×40% ③～⑤・・・(省略) ⑥ 2年6か月以上3年未満…………2年以上利率×90% <u>(削除)</u> (以下省略)	1. (自動継続)・・・(省略) 2. (預金の支払時期等)・・・(省略) 3. (利息) (1)～(4)・・・(省略) (5)この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満…………2年以上利率×40% ③～⑤・・・(省略) ⑥ 2年6か月以上3年未満…………2年以上利率×90% <u>ただし、解約日における普通預金利率を 下回らないものとします。</u> (以下省略)

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	
新	旧
1. (預金の支払時期)・・・(省略) 2. (利息) (1)～(2)・・・(省略) (3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前	1. (預金の支払時期)・・・(省略) 2. (利息) (1)～(2)・・・(省略) (3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50% C. 1年以上3年未満……………約定利率×70% ②～③……………（省略） ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% G. 3年以上4年未満……………約定利率×80% H. 4年以上5年未満……………約定利率×90% <u>（削除）</u> （以下省略）	日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50% C. 1年以上3年未満……………約定利率×70% ②～③……………（省略） ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% G. 3年以上4年未満……………約定利率×80% H. 4年以上5年未満……………約定利率×90% <u>ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします</u> （以下省略）

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
1.（自動継続）・・・（省略） 2.（利息） （1）～（3）・・・（省略） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50% C. 1年以上3年未満……………約定利率×70% ②～③・・・（省略） ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%	1.（自動継続）・・・（省略） 2.（利息） （1）～（3）・・・（省略） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50% C. 1年以上3年未満……………約定利率×70% ②～③・・・（省略） ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
E. 2年以上2年6か月未満……約定 利率×60% F. 2年6か月以上3年未満……約定 利率×70% G. 3年以上4年未満……約定 利率×80% H. 4年以上5年未満……約定 利率×90% <u>（削除）</u> （以下省略）	E. 2年以上2年6か月未満……約定 利率×60% F. 2年6か月以上3年 未満……約定利率×70% G. 3年以上4年未満……約定 利率×80% H. 4年以上5年未満……約定 利率×90% <u>ただし、解約日における普通預金利率を 下回らないものとします。</u> （以下省略）

変動金利定期預金規定	
新	旧
1.（預金の支払時期等）・・・（省略） 2.（利率の変更）・・・（省略） 3.（利息） （1）～（2）・・・（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1 項および第4項の規定により解約する場 合には、その利息は次のとおり支払いま す。 ① 預入日の6か月後の応当日の前日ま でに解約する場合には、預入日から解約 日の前日までの日数および解約日にお ける普通預金の利率によって計算し、こ の預金とともに支払います。 ②・・・（省略） ③ 複利型の変動金利定期預金を預入日 の6か月後の応当日以後に解約する場 合には、第2号にかかわらず、その利息 は、預入日から解約日の前日までの日数 および第2号Bの預入期間に応じた利 率（小数点第4位以下は切捨てます。） によって6か月複利の方法で計算し、こ の預金とともに支払います。 <u>（削除）</u> （以下省略）	1.（預金の支払時期等）・・・（省略） 2.（利率の変更）・・・（省略） 3.（利息） （1）～（2）・・・（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1 項および第4項の規定により解約する場 合には、その利息は次のとおり支払いま す。 ① 預入日の6か月後の応当日の前日ま でに解約する場合には、預入日から解約 日の前日までの日数および解約日にお ける普通預金の利率によって計算し、こ の預金とともに支払います。 ②・・・（省略） ③ 複利型の変動金利定期預金を預入日 の6か月後の応当日以後に解約する場 合には、第2号にかかわらず、その利息 は、預入日から解約日の前日までの日数 および第2号Bの預入期間に応じた利 率（小数点第4位以下は切捨てます。） によって6か月複利の方法で計算し、こ の預金とともに支払います。 <u>ただし、解約日における普通預金利率を 下回らないものとします。</u> （以下省略）

自動継続変動金利定期預金規定	
新	旧
1. (自動継続)・・・(省略) 2. (利率の変更)・・・(省略) 3. (利息) (1)～(2)・・・(省略) (3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ②・・・(省略) ③ 複利型の自動継続変動金利定期預金を預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、第2号にかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および第2号Bの預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 <u>(削除)</u> (以下省略)	1. (自動継続)・・・(省略) 2. (利率の変更)・・・(省略) 3. (利息) (1)～(2)・・・(省略) (3)この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ②・・・(省略) ③ 複利型の自動継続変動金利定期預金を預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、第2号にかかわらず、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および第2号Bの預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 <u>ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。</u> (以下省略)

定期積金規定	
新	旧
1. (掛金の払込み)・・・(省略) 2. (証券類の受入れ)・・・(省略) 3. (給付契約金の支払時期)・・・(省略) 4. (払込みの遅延)・・・(省略) 5. (給付補填金等の計算) (1)・・・(省略) (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書記載の	1. 掛金の払込み)・・・(省略) 2. (証券類の受入れ)・・・(省略) 3. (給付契約金の支払時期)・・・(省略) 4. (払込みの遅延)・・・(省略) 5. (給付補填金等の計算) (1)・・・(省略) (2)約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 ① この積金の契約期間中に証書記載の

定期積金規定	
新	旧
掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、下記第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② この積金を第9条1項により満期日前の解約をする場合および第9条第3項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、下記第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③ 上記第1号、第2号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。 A. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 解約日における普通預金利率 B. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回×60% (<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>) (以下省略)	掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、下記第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ② この積金を第9条1項により満期日前の解約をする場合および第9条第3項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、下記第3号の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ③ 上記第1号、第2号の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。 A. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。 解約日における普通預金利率 B. 初回払込日から第1号の場合は満期日、第2号の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。 約定年利回×60% (<u>小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>) (以下省略)

以 上